平成２５年（フ）第３１７４号
大阪市住之江区南港中４丁目２番12―801号
債務者　堀米運送こと　堀米　　忠
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４４３２号
大阪市旭区今市１丁目16番10号
債務者　末武　利貞
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４５５６号
大阪市平野区加美東５丁目５番25号　中川文化
債務者　宮里　政和
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４７８０号
大阪府門真市元町１番３―802号
債務者　宮﨑　正夫
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４９０７号
大阪府交野市私部６丁目49番９号
債務者　櫻井　正直
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３２０号
沖縄県浦添市伊祖１丁目16番14―406号　フレンドハウスしょう
債務者　渡嘉敷　剛
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第５４号
北海道紋別郡遠軽町生田原145番地４
債務者　中西さおり
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２５年（フ）第２８８号
埼玉県深谷市本明戸７番地11
債務者　新井　里恵
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第８１６号
千葉県船橋市習志野台３丁目５番23棟301号
債務者　鈴木美紀子（旧姓宮内）
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第８５９号
千葉県市原市五井中央東１丁目13番地４　三栄ビル301号
債務者　野平　京子
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１４９７号
愛知県弥富市平島町五反割89番地７
債務者　伊藤　喜子
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２３１号
岡山県倉敷市上東1237番地52
債務者　山口　紀彦
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第２８４号
高知市桟橋通４丁目15番４号　リバプール桟橋４―202
債務者　石川　裕也
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第３２６号
沖縄県那覇市西１丁目４番３号　しんきマンション402
債務者　城間　銀子
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第１７９号
愛知県豊橋市馬見塚町78番地の２
債務者　梅村　公夫
1　決定年月日時　平成25年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月11日午前10時40分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第１８６号
愛知県豊橋市忠興２丁目３番地６　102、従前の住所愛知県豊川市小田渕町５丁目12番地ミルキーウェイＡ棟203号
債務者　尾方　宏次
1　決定年月日時　平成25年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月９日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第４６４６号
大阪府高槻市高垣町12番５号
債務者　山本　真子
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月17日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部